

回覧

令和3年12月23日

各自治会長様

小清水町長 久保 弘志

まちの暖房費助成事業について（お知らせ）

日頃より、町行政にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、原油価格の高騰による暖房費の家計に与える影響を緩和することを目的に、住民税非課税世帯を対象とする町独自の暖房費助成事業を実施いたしますので、お知らせいたします。

対象となる世帯主の方へ1万円分の商品券を郵送いたしますので、申請の必要はありません。

つきましては、貴自治会内に班回覧いただき、周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 対象者

令和3年12月10日現在、本町に住民票がある方が対象になります。
住民税非課税世帯とは、世帯員の全員が住民税非課税の世帯となります。

※ 世帯全員の令和2年分の所得情報が判明している世帯が対象となりますので、未申告となっている場合など、所得の申告が必要な世帯には別途通知します。

2. 助成内容について

1世帯あたり、1万円分の商品券

3. その他

該当となる世帯には1月中旬ごろ（令和3年1月1日以降に本町へ転入された方は、発送が遅れる場合があります）に発送する「住民税非課税世帯に対する臨時特例給付金」の申請書類に同封しておりますのでお受け取りください。

裏面もご覧ください

お問い合わせ先
小清水町役場 保健福祉課福祉係
☎ 62-4473（直通）

住民税非課税世帯 暖房費助成事業

町では、最近の原油価格高騰により暖房費が家計に与える影響を緩和することを目的に、住民税非課税世帯へ暖房費として「1万円分の商品券」を送付します。



対象の世帯

以下の2つに該当する世帯が対象です。

- ①令和3年12月10日現在、本町に住民票がある
- ②世帯全員が住民税非課税の世帯

※世帯全員の令和2年分所得情報がわかっている世帯を対象としているため、別途対応が必要な世帯には通知します。

助成内容

該当の世帯には、

「1万円分の商品券」を郵送します。

申請は必要ありません。

※「住民税非課税世帯に対する臨時特例給付金」の申請書（別紙）に同封し1月中旬ごろ発送する予定です。

※書留で郵送するため受け取りが必要です。

[対象世帯の確認は以下をご覧ください]

